

国土交通大臣 様

上三川町地域公共交通会議
栃木県河内郡上三川町しらさぎ一丁目 1 番地

会長 隅内 久雄

平成 27 年度地域内フィーダー系統確保維持計画変更認定申請書 (案)

平成 26 年 9 月 30 日付け関企交第 71 号で国土交通大臣より認定された地域内フィーダー系統確保維持計画を別紙のとおり変更したいので、関係書類を添えて申請します。

- 変更日 平成 27 年 5 月 日

- 変更箇所 本町のデマンド交通について、平成 27 年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの 3 ヶ月間、現行の 1 日 9 便運行から 10 便運行に変更いたしたく、変更認定申請を行うものである。(運行台数については、現行の 2 台で変更なし。)

- 変更理由 現在の運行は午前 8 時発の便に始まり、最終が午後 4 時発の便である(1 時間に 1 便ずつで合計 9 便運行)が、町民からの要望がある午後 5 時発の便を試験的に運行することにより、乗車人数の変化を研究、分析し、今後の運行内容を検討する。

※本申請書に、変更する事項を全て記した地域内フィーダー系統確保維持計画を添付すること。

※協議会が申請する場合は、住所、代表者氏名及び印は省略することができる。

※「変更理由」は、事項ごとに具体的に記述すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

平成27年度

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名	地域間幹線／地域内ファイダーの別	確保維持事業に要する国庫補助額(千円)	幹線特例措置	地域内ファイダー系統の基準適合 (別表6「補助対象の基準」)			
						乗合バス型／デマンド型の別	基準口で該当する要件	接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策	基準二で該当する要件
栃木県 上三川町	関東交通株式会社	上三川町デマンド交通	地域内ファイダー			デマンド型	ロ-①	地域間幹線系統の停留所との近接共有を図る	③
合 計									

(注)

1. 「地域内ファイダー系統の基準適合」は地域内ファイダー系統を記載する場合のみ記載する。
2. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内ファイダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。
3. 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。
4. 「幹線特例措置」には、地域協働推進事業計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合のみ、特例措置15人未満の系統については「1」を、特例措置15人～150人の系統については「2」を記載する。